

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案

平成31年（2019年）2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第71条の4第2項中「の学部」を「（短期大学を除く。）」に改める。
- (2) 第138条の9第3項第5号中「。次号において同じ」を削る。
- (3) 第164条第4項中「含む。以下この章において同じ」を「含み、短期大学を除く」に改める。
- (4) 第173条第3項中「大学」の次に「（旧大学令に基づく大学を含み、短期大学を除く。）」を加える。
- (5) 第175条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改め、「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第189条第2項第1号及び第195条第1号において同じ。）」を加える。
- (6) 第189条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第5号中「学校教育法」を「教育職員免許法」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「大学」の次に「（旧大学令に基づく大学を含む。）」を、「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。
- (7) 第193条第4項中「大学」の次に「（旧大学令に基づく大学を含み、短期大学を除く。）」を加える。
- (8) 第195条第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第4号中「大学」の次に「（旧大学令に基づく大学を含み、短期大学を除く。）」を加え、同条第5号中「に基づく大学」の次に「（短期大学を除く。）」を加

え、同条第9号中「学校教育法」を「教育職員免許法」に改め、「規定する」の次に「幼稚園、」を加え、「となる資格」を「の免許状」に改める。

(9) 第225条第3項及び第233条第4項中「学校教育法に基づく大学」の次に「（旧大学令に基づく大学を含み、短期大学を除く。）」を、「同法に基づく大学」の次に「（短期大学を除く。）」を加える。

(10) 第235条第2号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「学校教育法に基づく大学」の次に「（旧大学令に基づく大学を含み、短期大学を除く。）」を、「同法に基づく大学」の次に「（短期大学を除く。）」を加え、同条第8号中「学校教育法」を「教育職員免許法」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(理 由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める厚生省令の一部改正に伴い、児童指導員の資格要件に新たに幼稚園教諭の免許状を有する者を追加する等の改正を行うため、本案を提出する。